

令和3年7月13日

保護者様

練馬区立南が丘中学校
校長 宮田 健史

緊急事態宣言を受け、本校の今後の教育活動について

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、7月8日に政府より出された緊急事態宣言を受け、7月12日に練馬区教育委員会より今後の教育活動の指針が示されました。これまで同様に、本校の教育活動はその指針に基づいて進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、練馬区教育委員会から示された教育活動の指針が、これまでの緊急事態宣言下での対応と変わっているところもありますので、それらも踏まえ改めてお知らせいたします。

記

1 練馬区教育委員会から示されている学習活動の指針

(1) 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高まる以下の学習活動は行わない。

- ・ 近距離で行うグループや少人数等での話し合い活動
- ・ 音楽における歌唱の活動や管楽器を用いる活動
- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育における身体接触を伴う活動
- ・ 生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
- ・ 異学年の児童生徒の交流を伴う活動 など

(2) 水泳学習について

- ・ 行わない。

(3) 部活動について

① 原則、中止とする。

② 東京都中学校体育連盟および東京都中学校文化連盟が主催する大会・コンクール等に係る大会等が、宣言期間中に実施される場合は、参加できる。

※ 部活動において、上記大会等が予定されており、宣言期間中においても活動が必要であると校長が判断した場合のみ、短時間を前提に感染予防対策を十分に講じた上で行う。

※ 合同練習・練習試合等についても、上記大会等が予定されており、宣言期間中においても実施する必要があると校長が判断する場合には、近隣の学校同士に限定するとともに参加人数を制限するなどした上で実施できる。

③ 大会出場等を目的としない部活動については、生徒の心身の健康等を維持するために、真に必要と校長が判断した場合には、健康観察を確実にを行い、週に3日以内（学期中については、平日に限る。）で実施できる。

(4) 学校行事等について

① 児童生徒が学年を超えて一堂に集まっての行事、公共交通機関を利用して行う校外学習は、延期または中止とする。

② 宿泊を伴う校外学習は中止または延期する。

③ 公共交通機関を利用して行う校外学習および都県境をまたぐ移動を伴う校外学習は中止または延期する。

④ 原則、学校公開は中止する。

※ 保護者会や作品展示会等を実施する場合は、学校規模等および施設環境に応じた感染防止対策を徹底した上で行う。

2 指針を受けての本校の主な教育活動について

(1) 水泳学習について

- ・履修時間数の差をなくすため、7月12日(月)に1学級1時間のみ授業を行う。
- ・それ以外の水泳学習は、行わない。

(2) 部活動について

- ① 東京都中学校体育連盟および東京都中学校文化連盟が主催する大会・コンクール等に係る大会等が、宣言期間中に実施される部活動は、それらの大会・コンクール等への参加を認める。
- ② ①の大会等への参加が認められた部活動は、認められた期間に限り(原則、大会前2週間)、部活動ガイドラインに基づいた日数で、授業日は2時間、休日・夏季休業日は1日3時間の活動を認める。
- ③ 他の部活動は、生徒の心身の健康の維持・向上、部活動での異学年交流を通しての学び等に意義があり必要と考え、各部活動で生徒の健康観察を確実に行うとともに、十分な感染予防を講じ、週3日の活動を認める。
- ④ ③の部活動の時間は、授業日は2時間、夏季休業中は3時間とする。
- ⑤ 各部活動は、夏季休業期間を含め、この期間の部活動の内容や計画を事前に保護者へ伝え、保護者の同意をもって生徒の参加を認める。

(3) 緊急宣言期間(7月12日～8月22日)の主な学校行事について

- ① 3年保護者会(7月14日) … 教室に分かれ、オンラインで実施する。
- ② 三者面談(7月26日～30日) … 予定通り、実施する。
- ③ 学習教室(7月26日～28日) … 予定通り、実施する。
- ④ オリンピック観戦(7月27日・28日・31日) … 中止する。(通知済み)

3 その他

- ・学校緊急連絡メール登録へのご協力、誠にありがとうございました。皆様のご協力で、全家庭に登録いただきました。ご協力、感謝申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、今後変更することがあります。

問い合わせ

副校長 神藤 陽平

電話 03-3904-5782